

令和6年度より運営規程に追記が必要な事項

※義務化となった以下の事項について、運営規程に下記のとおり記載するようお願いいたします。

（すべてのサービス）

- ・業務継続に向けた計画策定、研修及び訓練の実施
- ・感染症及び食中毒のまん延防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施

（障害児サービスのみ）

- ・安全計画の策定、研修及び訓練の実施、取組の内容についての周知及び安全計画の定期的な見直し
- ・障害児の乗車及び降車の際の所在の確認、送迎を目的とした3列シート以上の自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置の設置及びこれを用いての所在の確認

※条例上の書きぶりなので、多少変えていただいても構いません。

（業務継続計画の策定等）

第〇条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第◎条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

（安全計画の策定等）

第〇条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第△条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。

2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行う。